

経営者のための やさしい企業年金教室

2018年6月4日

26 時限目：確定拠出年金（DC）改正法の施行が完了

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（DC改正法）は、2016年6月3日に公布され、個人型DC（iDeCo）の加入対象者の拡大（公務員や専業主婦も加入できるようになった）等、順次施行されてきましたが、2018年5月1日をもってすべての施行が完了しました。

5月1日の施行の中で、特に重要と思われる2件について解説します。

■指定運用方法に係る規定の整備

確定給付企業年金（DB）は企業が資産運用を行います。DCでは加入者（従業員）が自ら商品を選択し、運用します。しかし、加入者が運用の指図を行わない場合は、企業が拠出した掛金は「現金のまま」保管されることになり、運用益を生みません。

このため多くの企業では、運用指図が行われなかった場合の指定運用方法（デフォルト商品）を設定しています。加入者本人ではなく企業が選択する方法なので、損失が発生しないように、90%以上は定期預金等の「元本確保型商品」が指定されていました。企業型確定拠出年金の60%程度が「元本確保型商品」で運用されているという現状は、この指定運用方法の設定にも一因があると考えられます。

今回の法改正により、指定運用方法の選定基準に「運用から見込まれる収益について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること」という基準が盛り込まれました。

現在の低金利下では、「元本確保型商品」によって必要な収益を確保することは困難で、今後は「元本確保型以外の投資信託等」を指定運用方法とする企業が増加するものと考えられます。

iDeCoでも、「複数の資産に分散投資する、バランス型の投資信託を指定運用方法とする」と発表した大手金融機関がありました。

■中小事業主掛金納付制度

国はiDeCoの普及に力を入れており、加入者は2018年3月末時点で85万人を超えました。

今回の法改正により、企業年金の実施が困難な、規模の小さな企業については、従業員が加入するiDeCoに対し、事業主も加入者（従業員）掛金に上乗せして掛金を納付できるようになりました。

その主な要件は、以下の通りです。

①雇用する従業員数（厚生年金被保険者）が、100人以下

⇒公務員や私立学校の教職員は対象外

経営者のための やさしい企業年金教室

②企業型DCおよびDBを実施していないこと

③事業主払込（給与天引き）により加入者掛金を納付すること（右図参照）

⇒加入者掛金を加入者本人の口座から引落としている場合は不可

一方で、留意すべきこともあります。

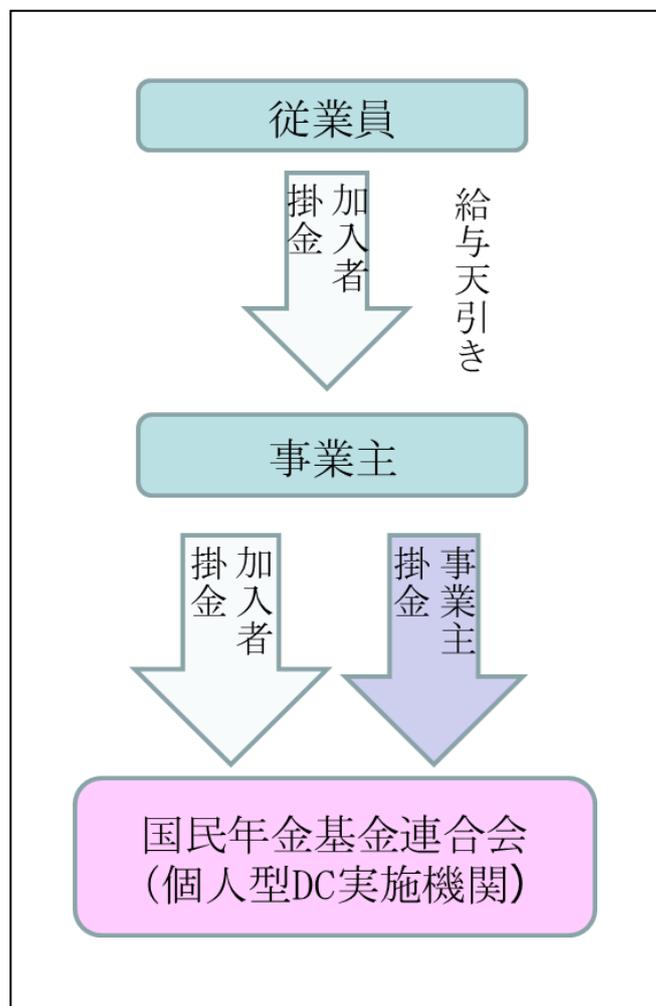
①従業員数が100人を超えると対象外

⇒毎年、人数が基準以下であることの報告が必要

②加入者掛金と事業主掛金の合計が、年額

27.6万円を超えられません。

⇒企業型DCの場合は、他の企業年金を実施していなければ、年額66万円まで拠出することが可能



この制度は一步前進とは言えますが、最近では少人数の企業でも加入できる「総合型」の企業型DCも登場してきており、導入も簡単にできます。

拠出可能な金額の大きさ等を考慮して、中小事業主掛金納付制度を選択するか、企業型DCを選択するかを検討してみてはいかがでしょうか。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均